

(非公式訳)

投資委員会布告

第 1/2560 号

件名：研究開発に使用するための輸入品への輸入税免除の恩典付与

-----

研究開発の支援のため、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条および第 30/1 条の権限に基づき、投資委員会は被奨励者に対し、研究開発や関連する試験に使用するための輸入品にかかる輸入税免除の恩典を付与し、1 年毎に認可する。輸入税が免除される輸入品は、機械または原材料および必要資材向けの輸入税免除を受けられる機械、または原材料および必要資材を除く。但し、委員会が定めた種類、数量、期間、条件、手続きに限る。なお、被奨励者は、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」巻末の投資奨励対象業種表に基づき、以下の業種で奨励される者であること。

- 7.11 研究開発
- 7.12 バイオテクノロジー (Biotechnology)、業種 7.12.1~7.12.4 のみ
- 8.1 対象となる中核技術開発 (研究開発があるプロジェクトのみ)

尚、仏暦 2560 年（2017 年）2 月 8 日より有効とする。

公布日：仏暦 2560 年（2017 年）3 月 14 日

プラユット・チャンオーチャー

投資委員会委員長